

## 内子町燃油価格高騰対策支援 運送事業者等支援事業給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の長期化及び経済情勢の変動による燃油価格の高騰により影響を受けている**運送事業者等の皆さま**に対し、経営の安定化及び事業活動の継続を図るため、町が「運送事業者等支援事業給付金」を支給します。

申請受付期間：令和4年11月21日（月）～令和5年1月31日（火）

### 支給対象事業

▼支給対象事業は、以下の（１）から（３）の**いずれかに該当**する事業となります。

- （１）貨物自動車運送事業[\*]（トラック運送事業等）
- （２）一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業、介護タクシー事業）
- （３）自動車運転代行業

[\*]貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業をいう。ただし、霊柩運送事業を除く

### 支給対象者

▼支給対象者は、以下の（１）から（８）の**すべてに該当**する方となります。

- （１）**令和4年4月1日時点**で、町内に営業実態のある本社、事業所又は営業所等を有している法人又は個人事業者であること
- （２）**支給対象事業**を営んでおり、申請日時点において事業を継続していること
- （３）給付金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること
- （４）町税（国民健康保険税含む。）に滞納がないこと
- （５）法令等に基づく必要な許可又は認可を受けていること
- （６）政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと
- （７）内子町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
- （８）その他給付金を支給することが適当でないと町長が判断する者でないこと

### 支給対象車両・支給額

▼支給対象車両は、支給対象者が町内の営業所等に配置している**事業用自動車**のうち、**令和4年6月30日時点**で自動車検査証の交付を受けており、かつ自動車検査証の使用者の住所の欄に町内の住所が記載されている車両となります。

▼支給額は、支給対象車両の種別に応じ、**台数に1台当たりの単価を乗じて得た額**となります。

支給対象事業	支給対象車両の種別	1台当たりの単価	補足
貨物自動車運送事業 ※被けん引車は除く ※種別は道路運送車両法の規定による	普通自動車 (100・800ナンバー)	26,000円	(一社)愛媛県トラック協会が実施した支援金事業への間接給付
	小型自動車 (400ナンバー)	12,500円	
	軽自動車	25,000円	
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車	25,000円	
自動車運転代行業	随伴用自動車	25,000円	

# 申請書類

▼申請書類は、以下の(1)から(9)になります。

No.	必要書類	詳細
1	申請書兼請求書(様式第1号)	記載例を参考にしてください。
2	誓約書兼同意書(様式第2号)	最下段の所在地、名称及び代表者の欄は、 <b>必ず自署</b> してください。
3	本人確認書類	■法人の場合 履歴事項全部証明書の写し ■個人事業者の場合 個人番号カード又は運転免許証等の写し ※公的機関の発行した本人が確認できる書類
4	営業実態が確認できる書類	■法人の場合 直近の法人税確定申告書 <b>別表1</b> の写し ■個人事業者の場合 直近の確定申告書 <b>第1表</b> の写し
5	支給対象車両内訳書(様式第3号)	支給対象車両すべての情報を記載してください。
6	支給対象車両の車検証	支給対象車両すべての車検証の写しが必要です。
7	自動車運送事業の許可書等 又は 自動車運転代行業の認定書	■ <b>一般(特定)</b> 貨物自動車運送事業の場合 国土交通大臣の許可証又は更新許可書の写し ■貨物 <b>軽</b> 自動車運送事業の場合 国土交通大臣への経営届出書又は経営変更等届出書の写し ■ <b>一般乗用旅客</b> 自動車運送事業の場合 国土交通大臣の許可証又は更新許可書の写し ■自動車 <b>運転代行業</b> の場合 愛媛県公安委員会からの認定書の写し
8	振込先が分かる書類	振込先口座の通帳の写し(申請者と同一名義のもの) 通帳の表面、通帳を開いた1、2ページ目の両方(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ)の写し
9	チェックリスト	必要書類が揃っているか確認してください。

※ 申請する際は、すべての書類が揃ったことを確認して提出してください。

## 申請方法・お問い合わせ先

▼申請書類を申請窓口へ持参又は郵送することで申請できます。

【申請窓口(持参される場合)・お問い合わせ先】

提出先：内子町役場 内子分庁舎(2階) 町並・地域振興課 商工観光班

受付時間：8時30分～17時15分(土日祝除く)

連絡先：0893-44-2118

【郵送される場合】

〒791-3392 喜多郡内子町内子1515番地

内子町役場 町並・地域振興課商工観光班 給付金申請受付係 行

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。



給付金の詳細は、  
町ホームページを  
ご覧ください。